号

条 例 第

佐 倉 市 歯 لح П 腔  $\mathcal{O}$ 健 康 づ くり 推 進 条 例 案

目 的)

<del>\_\_</del> 条 腔分

第

ک 0) 条 例 は、 市 民  $\mathcal{O}$ 歯 لح 口  $\mathcal{O}$ 健 康 づ < り に 関 し、 基

本

理

念

を 定

め、

市

及

び

歯

科

医

師

等

 $\mathcal{O}$ 責

務

並

事

び に 教 育 関 係 者 保 健 医 療 福 祉 関 係 者 及 び 市 民  $\mathcal{O}$ 役 割 を 明 b か に す るととも に、 市  $\mathcal{O}$ 施 策  $\mathcal{O}$ 基 本 的 な

項 を 定  $\otimes$ る ک لح に ょ り、 市 民  $\mathcal{O}$ 歯 と  $\Box$ 腔  $\mathcal{O}$ 健 康 づ < り に 関 す る 施 策 を 総 合 的 カュ 0 計 画 的 に 推 進 L Ł 0

て 市 民  $\mathcal{O}$ 生 涯 に わ た る 健 康  $\mathcal{O}$ 保 持 増 進 に 寄 与 することを 目 的 とす る。

(基本 理 念)

5

ない。

歯 لح П 腔  $\mathcal{O}$ 健 康 0) 維 持 が 子 ど ŧ  $\mathcal{O}$ 健 B カュ な 成 長 及 び 生 活 習 慣 病 0) 予 防、 介 護 予 防 等  $\mathcal{O}$ 市 民  $\mathcal{O}$ 健 康

< り に 重 要 な 役 割 を 果 た し て 1 る لح  $\mathcal{O}$ 認 識 0) 下 に、 市 民 自 5 日 常 生 活 に お 11 て 歯 لح 口 腔  $\mathcal{O}$ 健 康 づ <

ŋ

づ

に取り組むことを促進すること。

市 民 が 乳 幼 児 期 カュ 5 高 齢 期 ま で 0) 生 涯 に わ た ŋ 適 切 な 歯 ح П 腔 0) 保 健 医 療 福 祉 サ ] F, ス を 受け る

ことができるよう環境整備を図ること。

三 保 健、 医 療、 福 祉 教 育 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 関 連 分 野 に お け る 施 策 لح  $\mathcal{O}$ 有 機 的 な 連 携 を 図 ŋ つ つ、 そ 0) 関 係 者

 $\mathcal{O}$ 協 力 を 得 て、 総 合 的 に 市 民 0) 歯 と П 腔 0) 健 康 づ < 'n を 推 進 す ること。

(市の責務)

第  $\equiv$ 条 市 は 前 条 に 規 定 す る 基 本 理 念 以 下  $\neg$ 基 本 理 念 \_ لح 1 う。 に  $\mathcal{O}$ 0 と り、 市 民  $\mathcal{O}$ 歯 لح П 腔  $\mathcal{O}$ 健

康 づ < り に 関 す る 施 策 を 策 定 L 及  $\mathcal{U}$ 実 施 す る 責 務 を 有 す る

(歯科医師等の責務)

第 兀 条 歯 科 医 師 歯 科 衛 生 士 歯 科 技 工 士 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 療 又 は 歯 科 保 健 指 導 に 係 る 業 務 に 従 事 す る 者

以 下  $\neg$ 歯 科 医 師 等  $\sqsubseteq$ لح 1 う。 は 基 本 理 念 に  $\mathcal{O}$ 0 لح り、 市 が 市 民  $\mathcal{O}$ 歯 لح П 腔  $\mathcal{O}$ 健 康 づ < り に 関 L

実 施 す る 施 策 に 協 力 す る ょ う 努  $\Diamond$ る Ł  $\mathcal{O}$ لح す る

教 育 関 係 者 及 び 保 健 医 療 福 祉 関 係 者  $\mathcal{O}$ 役 割

第 五. 条 教 育 又 は 保 健 医 療 若 L < は 福 祉 に 係 る 職 務 に 携 わ る 者 で あ 0 て、 歯 لح  $\Box$ 腔  $\mathcal{O}$ 健 康 づ < り に 関 す

る 業 務 を 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ 歯 科 医 師 等 を 除 < 0 は 基 本 理 念 に  $\mathcal{O}$ 0 と り、 そ れ ぞ n  $\mathcal{O}$ 業 務 に お 1 て、 市 民  $\mathcal{O}$ 

歯 لح  $\Box$ 腔  $\mathcal{O}$ 健 康 づ < り  $\mathcal{O}$ 推 進 に 努  $\otimes$ る と と ŧ に そ  $\mathcal{O}$ 推 進 に 当 た 0 て は 歯 لح П 腔  $\mathcal{O}$ 健 康 づ < ŋ に 関 す

る 活 動 を 行 う 他  $\mathcal{O}$ 者 لح 連 携 し、 及 び 協 力 す る ょ う 努  $\otimes$ る t 0) لح す る

て

## 市民の役割)

第 六 条 市 民 は 歯 と П 腔  $\mathcal{O}$ 健 康 づ < り に 関 す る 正 し ١, 知 識 を 持 ち、 自 5 0) 歯 کے П 腔  $\mathcal{O}$ 健 康 づ < ŋ ĺZ 積 極

的 に 取 ŋ 組 む ょ う 努 め る ŧ  $\mathcal{O}$ لح す る。

(基本計画の策定

第

七 条 市 は、 市 民  $\mathcal{O}$ 歯 と  $\Box$ 腔  $\mathcal{O}$ 健 康 づ < り に 関 す る 施 策 を 総 合 的 カン 0 計 画 的 に 実 施 す る た め、 市 民  $\mathcal{O}$ 歯

と П 腔 0) 健 康 づ < ŋ 0) 推 進 に 関 す る 基 本 . 的 な 計 画 以 下 基 本 計 画 と 1 う。 を 定 め る ŧ  $\mathcal{O}$ と す る。

(基本的施策の実施)

第 八 条 市 は 市 民  $\mathcal{O}$ 歯 لح  $\Box$ 腔  $\mathcal{O}$ 健 康 づ < ŋ を 推 進 す る た め、 基 本 計 画 に 基 本 的 施 策 と L て 次 に 掲 げ る 事

項 12 0 1 て 定 め、 ۲ れ を 実 施 す る ŧ  $\mathcal{O}$ と す る

歯 لح П 腔  $\mathcal{O}$ 健 康 づ < ŋ に 関 す る 情 報  $\mathcal{O}$ 収 集 及 び 提 供 並 び に 関 係 者 と 0) 連 携 体 制  $\mathcal{O}$ 構 築 12 関 すること。

フ ツ 化 物 応 用 等  $\mathcal{O}$ む L 歯  $\mathcal{O}$ 予 防 対 策 に 関 すること。

母 子 保 健、 学 校 保 健、 成 人 保 健、 高齢 者 保健 等 · を 通 じ た生 涯 に わ た る 効果的 な歯 と П 腔  $\mathcal{O}$ 健 康づく

りに関すること。

 $\equiv$ 

兀 障 害 者、 介 護を必 要とす る者 等  $\mathcal{O}$ 適 切 な 歯 と П 腔  $\mathcal{O}$ 健 康 づ < ŋ 12 関 すること。

五. 歯 لح П 腔  $\mathcal{O}$ 健 康 づ < り  $\mathcal{O}$ 効 果 的 な 実 施 に 資 す る 調 査 研 究 に 関 すること。

(財政上の措置)

第 九条 市 は、 市 民 0) 歯 -と ロ 腔 0) 健 康づくりに関する施策 を実施 するため、 必要な財政上の措置を講ずる

よう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。